

第1章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

門真市教育委員会では、子どもたちや教育を取り巻く環境の変動に対応した教育を総合的・計画的に推進していくため、教育基本法第17条第2項に基づく本市における教育振興のための基本的な計画として、令和3（2021）年度からの5年間を計画期間とする「門真市教育振興基本計画2021」を策定し、様々な教育施策を実施してきました。

近年の社会状況や教育を取り巻く環境は日々変化しています。

経済のグローバル化による国際競争の激化やAI・ロボットなど先端技術の進展、気候変動、エネルギー問題といった我が国を取り巻く環境は大きな変革期にあり、経済発展と社会的課題の解決に向け、イノベーションの創出など新たな価値の創造が求められています。

また、急激な人口減少と少子化に伴う児童生徒数の急激な減少、ネットワーク社会及びグローバル化などは、教育活動にも大きな影響を及ぼすとともに、学校教育における諸課題は多様化・複雑化が進んでおり、迅速かつ的確な対応と取組が必要となっています。

このような中、国においては令和5年6月に第4期教育振興基本計画が閣議決定され、予測困難な時代においても持続可能な社会の創り手を育成することや身体的・精神的・社会的に良好であり、全体としての幸福が持続している状態である「ウェルビーイング（Well-being）」を向上していくという方針が明記されました。

本市においても、このような社会全体が変化することに伴って生じた、新たな教育視点や教育課題について対応を図るため、国及び大阪府の教育振興基本計画に定められた基本的な方向性を踏まえながら、門真市教育振興基本計画の見直しを行います。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく本市における「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。

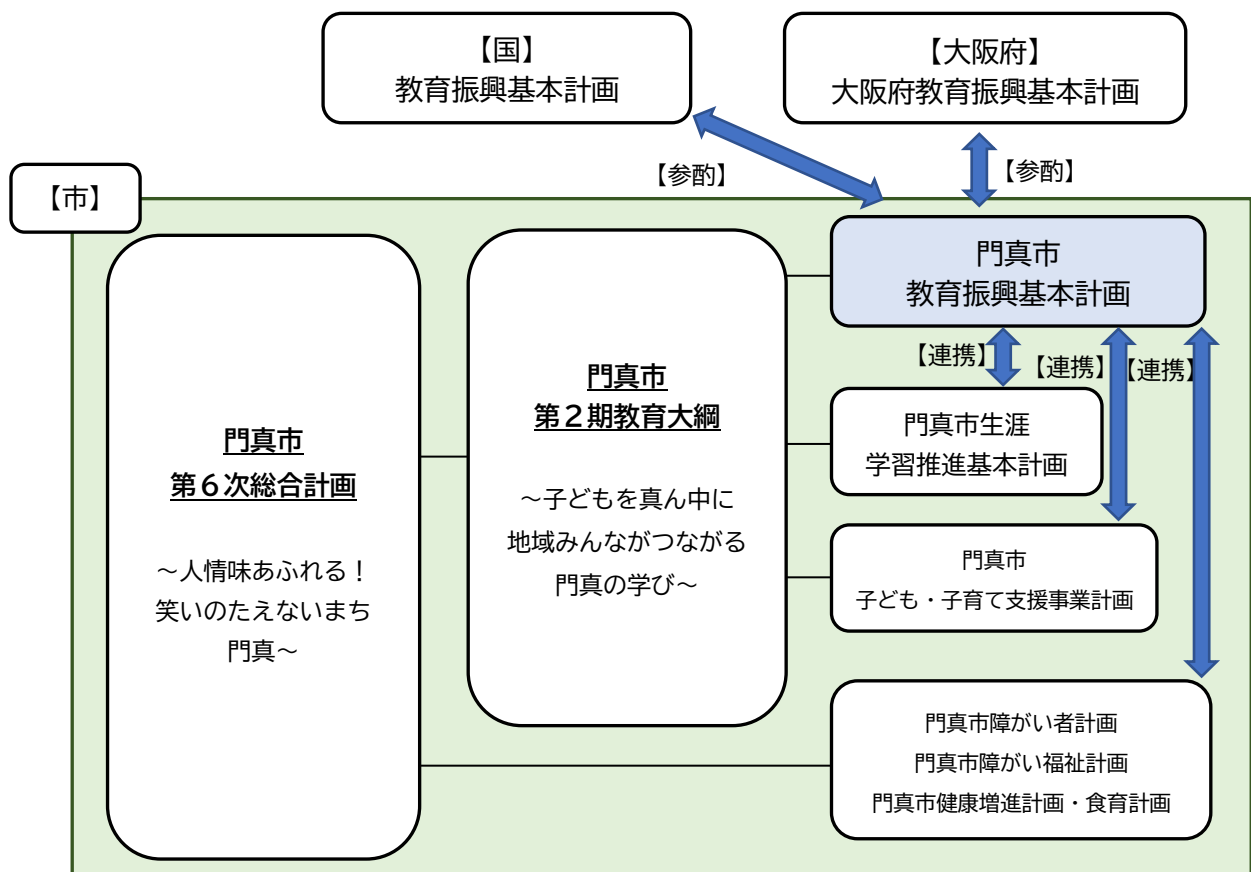
【参照】 教育基本法第17条

(教育振興基本計画)

1 略

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない

(2) 関連計画との関係



3 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化など、教育を取り巻く状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとしています。

本市の 関連計画	年度									
	令和 7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)
第6次総合計画										
第2期教育大綱										
子ども・子育て支援 事業計画										
障がい者計画										
障がい福祉計画										
健康増進計画・ 食育推進計画										
教育振興基本計画 (本計画)										

